

さがみはら

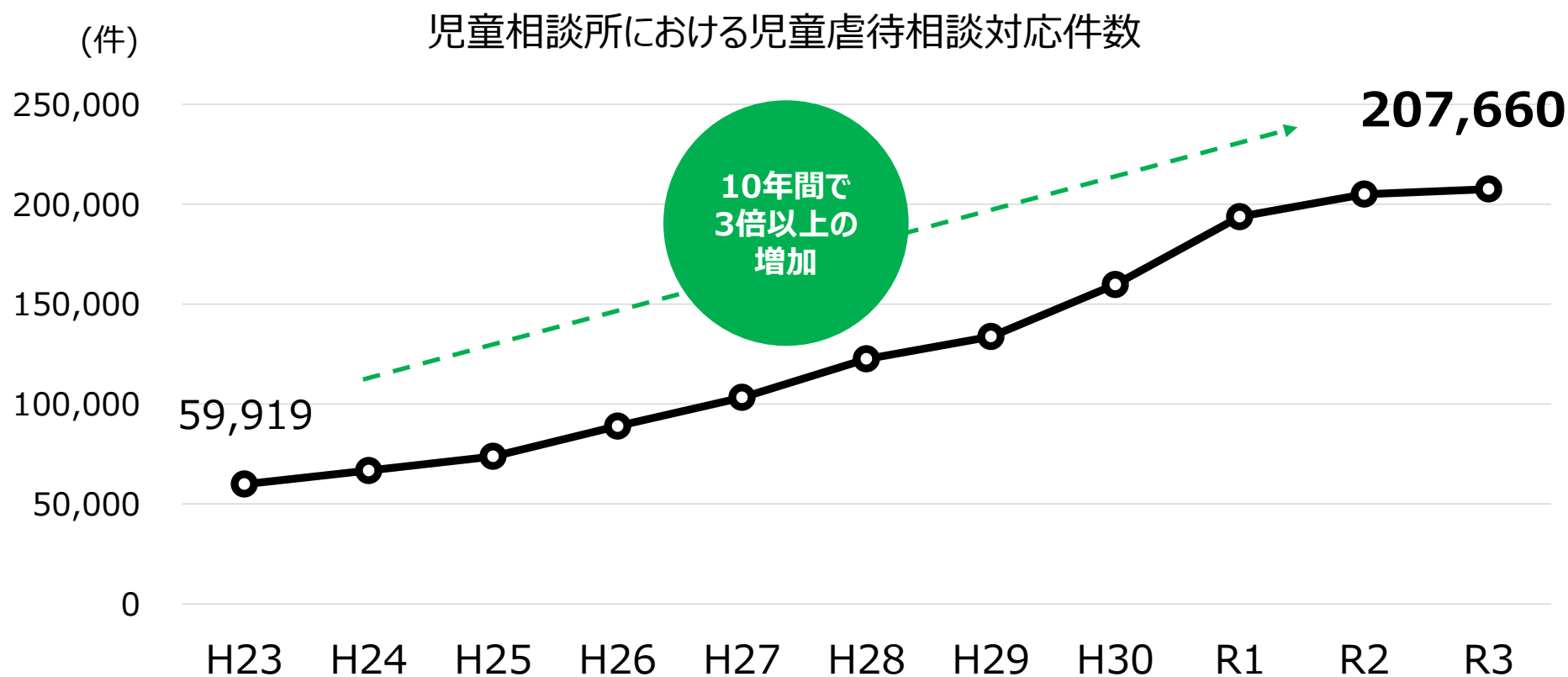


第85回九都県市首脳会議 相模原市提案

社会的養護を必要とする子どものための 養育環境の充実に向けた支援について



児童虐待相談対応件数の増加



出典：社会的養育の推進に向けて(こども家庭庁)

児童虐待防止対策の一層の強化とともに、**社会的養護の質・量ともに拡充**が求められている

社会的養護を必要とする子どもが心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境を図ることが必要



里親包括支援(フォスタリング)事業の実施

- 里親制度の普及啓発を行うことにより、里親希望者を開拓
- 里親に対する相談支援等を行うことにより、里親の資質向上や里親制度の充実

児童養護施設等の小規模化・地域分散化の促進

- 本体施設の定員を小さく(1施設に6グループまで)、養育単位を小規模グループケア(1グループ6人まで)とする
※令和元年10月制度改正(以前は1グループ8人まで) **経過措置期限令和6年度末**
- 本体施設とは別に地域にグループホーム(地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケア)を増やす

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」において、
ライフステージを通じた重要事項の一つに「社会的養護の推進」を位置づけ

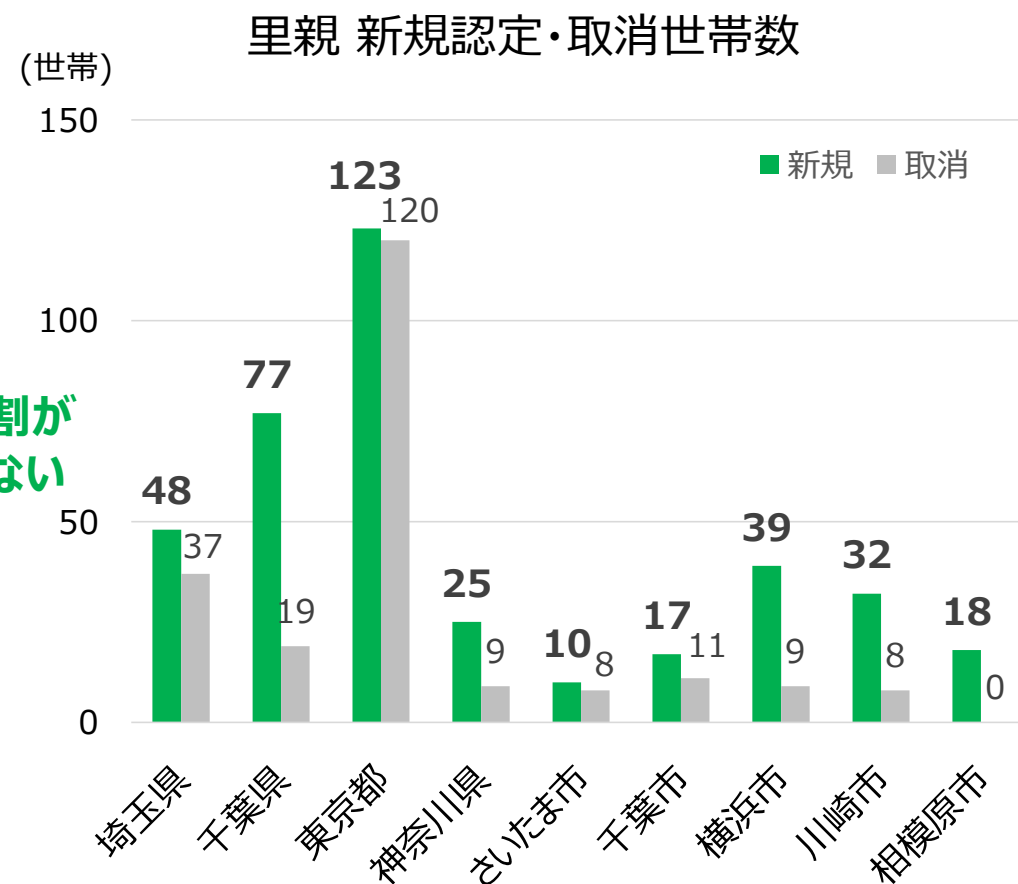
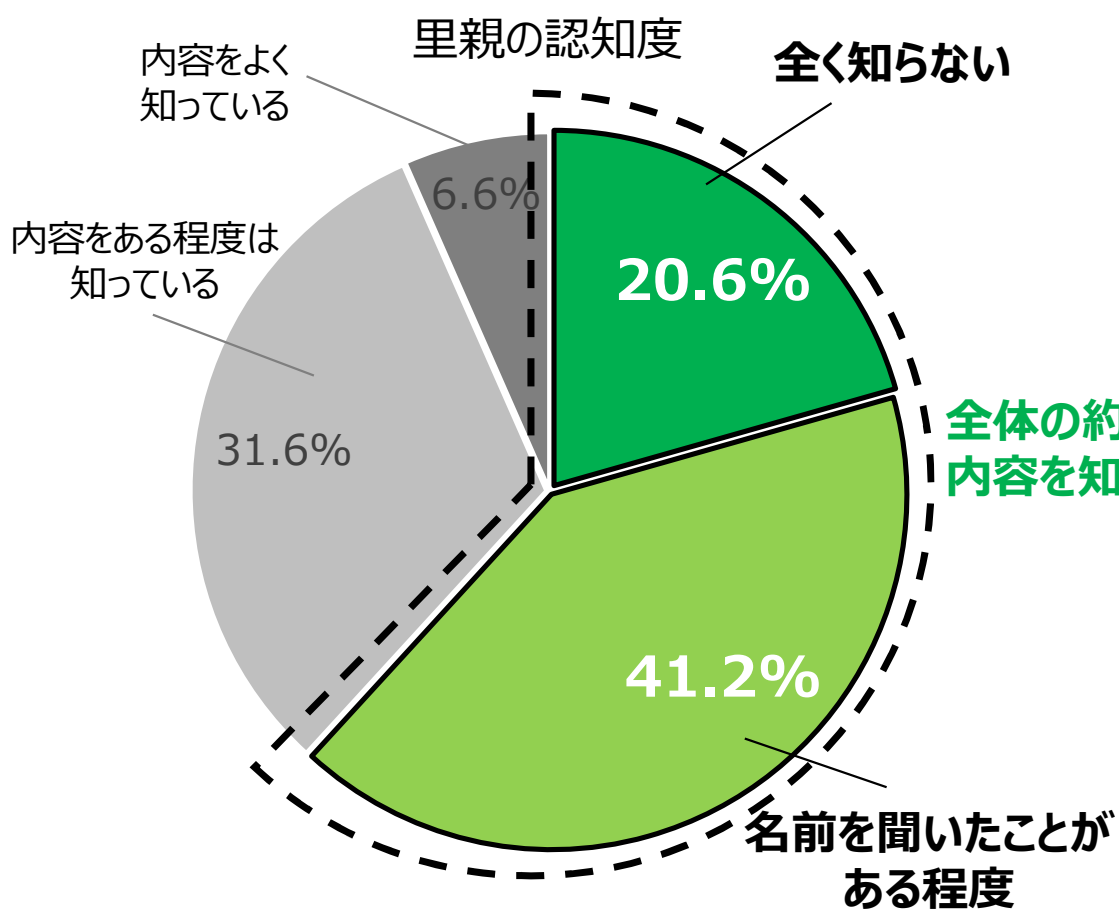
※こども大綱一部抜粋

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

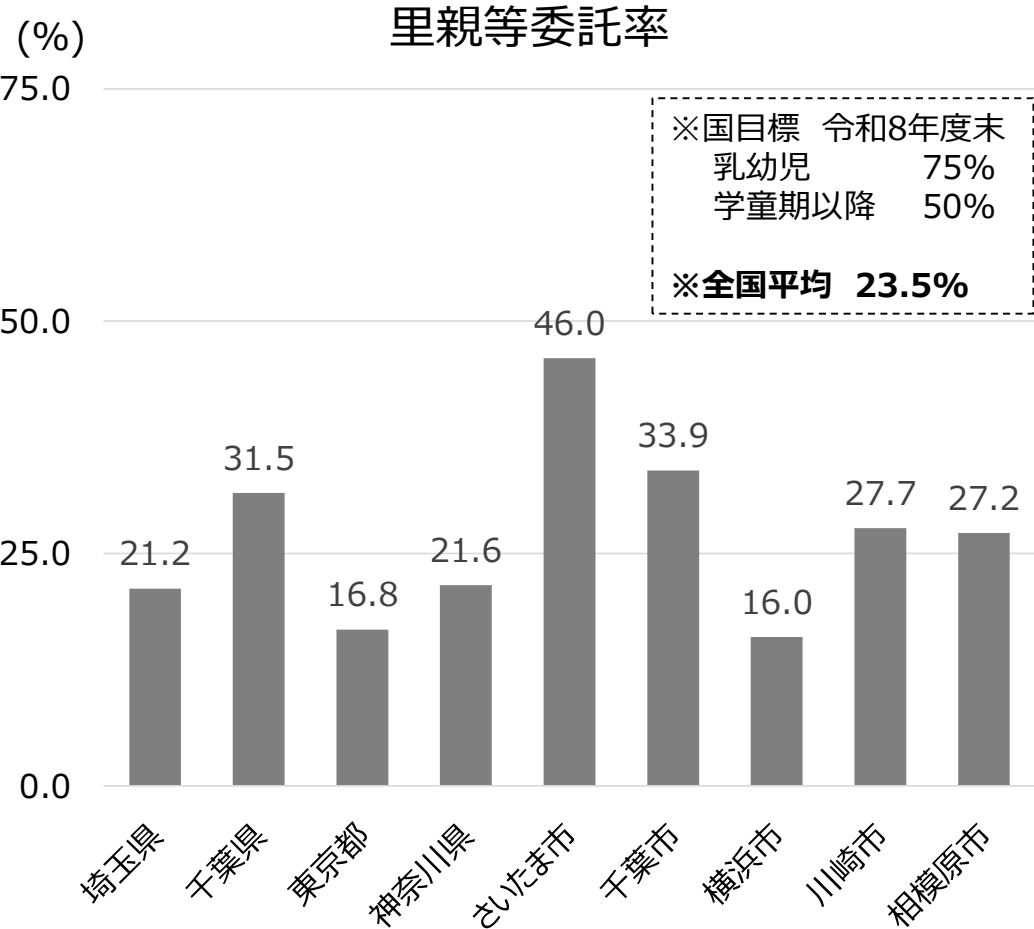
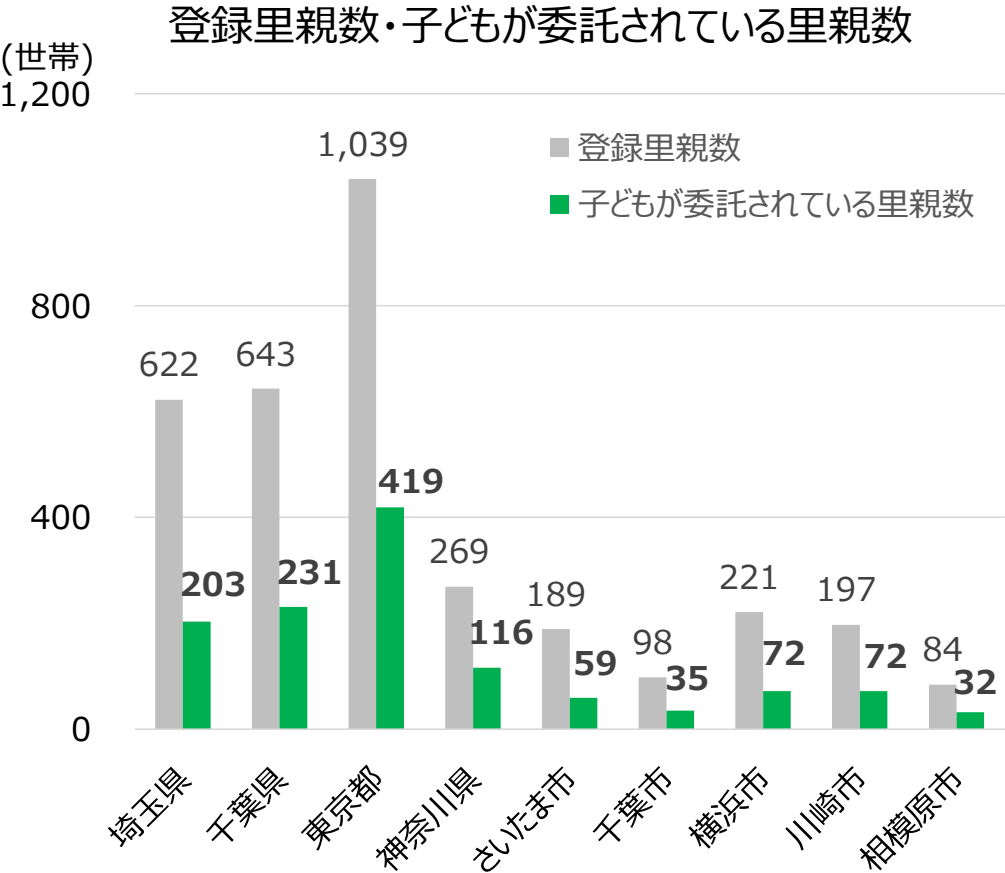
- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と**社会的養護の推進**及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

里親制度の社会的認知度が低い



里親委託を進める上での課題

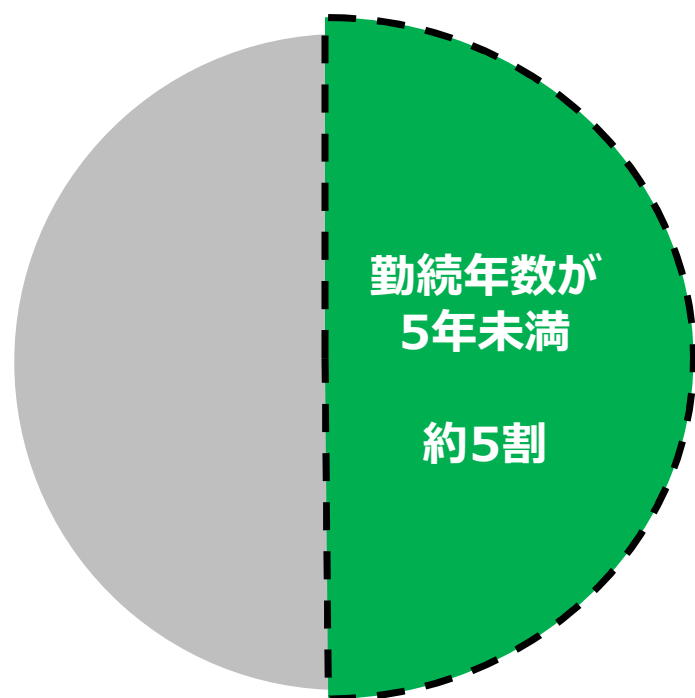
養育技術の向上が必要なことや、里親の希望する条件と合わないなどの課題



出典：福祉行政報告例(令和3年度実績)

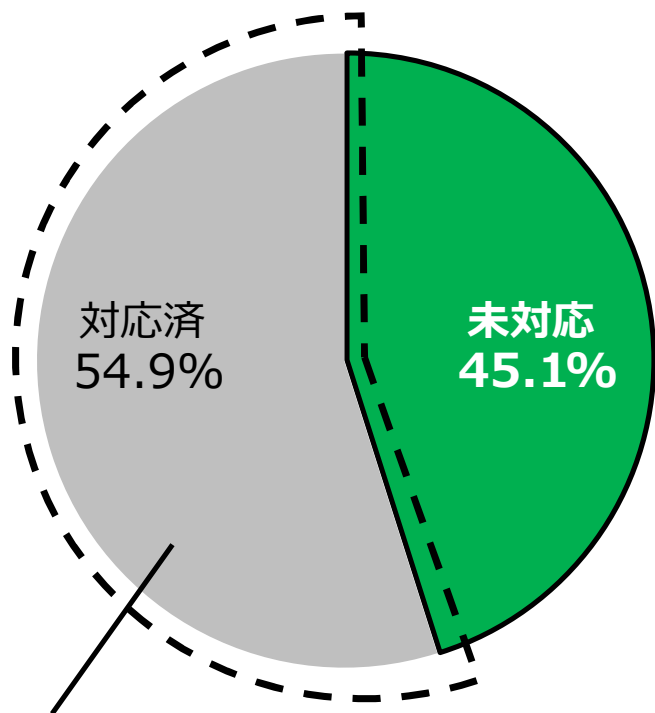
出典：福祉行政報告例(令和4年3月末現在)

退職者の勤続年数の割合



- 児童養護施設養育担当職員の**平均勤続年数7.7年**
- 宿直や夜勤、突発的な対応等の**勤務条件**や認可保育所勤務との**待遇面の格差**から敬遠
- 人材が少ないことに加え、支援経験の浅い職員の割合が高まり、**一定の経験を積んだ職員に負担**がかかることで、**人材育成に支障**

児童養護施設の 小規模化・地域分散化の対応状況



「施設整備等に当たっての課題」

- 制度改正への対応が既存施設についても経過措置とされたことで、**本体施設の定員減少をせざるを得ない状況**となっている
- 施設整備等をせざるを得ない状況の施設においては、**初期費用や場所の確保が必要**である など

上記の課題に対しては、**すぐに対応できるものではなく、一定の期間を要することや経営へ与える影響が大きい**

現在、小規模化等に対応済の施設であっても、
制度改正により、**経過措置期間が終了する令和7年度以降、条件を満たせない施設がある**

1

制度等の普及啓発、里親支援の充実

- 国における社会的養護の重要性、里親制度等に関する普及啓発
- 里親支援の充実を図るための財政措置の拡充

2

人材育成のための取組の充実

- 実態に即した研修内容の充実
- 知識の習得や支援スキルの向上の機会を
職員の労働環境に依らず十分に得られるような仕組みの構築

3

施設運営等への支援の充実

- 施設整備費等に対する補助の拡充
- 宿舍借上制度の創設や処遇改善加算の見直し等の措置費における事務費の拡充
- 小規模グループケア加算の経過措置期間の延長



養育環境の充実を図り、

**社会的養護を必要とする子どもの
権利が守られ、
将来にわたって幸福な生活を
送ることができる社会を実現**

